⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

①　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）20m以上の工事の施工実績を有すること。（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）

②　基礎形式が深礎杭で杭径４m以上の工事の施工実績を有すること。

ただし、上記①、②は同一工事とする。

なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は上記①、②のいずれかの施工実績を有すること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①、③　第１号２⑵①、③に同じ

②　１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の施工経験を有していればよい。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

⑽　第１号２⑶に同じ

３　総合評価に関する事項

⑴、⑶、⑸　第１号３⑴、⑶、⑸に同じ

⑵　総合評価の方法

①、③、④　第１号３⑵①、③、④に同じ

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案の項目として、「現場打ちコンクリート構造物の品質管理に係わる具体的な施工計画」

㋑、㋒　第１号３⑵②㋑、㋒に同じ

⑤　②㋐の「現場打ちコンクリート構造物の品質管理に係わる具体的な施工計画」の技術提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、優（30点）、良（15点）、可（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、優（30点）、良（15点）、可（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である、又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑷　⑵②㋐「現場打ちコンクリート構造物の品質管理に係わる具体的な施工計画」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。

４　入札手続等

⑴～⑷　第１号４⑴～⑷に同じ

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

①～③　第１号４⑸①～③に同じ

開札は、平成22年10月28日11時00分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

５　その他

⑴～⑮、⑰、⑱　第１号５⑴～⑮、⑰、⑱に同じ

⑯　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

６　Summary

⑴, ⑵, ⑷～⑹　The same with notice above (No. 1).

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the substructure of Sagamijyukan Shiroyama IC lamp Bridge No. 2.

○第３号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　上武道路渕名高架橋上部その２工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　自）群馬県伊勢崎市境上渕名
至）群馬県伊勢崎市境三室町

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝620m

①　鋼６径間連続少数鈑桁　橋長：206.0m
支間長：33.8＋34.5@２＋34.0＋34.5＋33.3m

②　鋼６径間連続少数鈑桁　橋長：204.5m
支間長：33.3＋34.0@４＋33.8m

③　鋼６径間連続少数鈑桁　橋長：209.5m
支間長33.8＋34.5＋35.0@２＋34.5＋35.3m

・工場製作工　約950ｔ
・工場塗装工　約11,340㎡
・現場塗装工　約710㎡
・架設工　１式（トラッククレーン架設）
・鋼コンクリート合成床版工　約5,570㎡
・落橋防止装置工　１式
・支承工　１式
・伸縮装置工　１式

⑸　工期　平成24年３月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約953ｔ

⑺～⑿、⒁～⒇　第１号１⑺～⑿、⒁～⒇に同じ

⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後、関東地方整備局又は高崎河川国道事務所のホームページにより公表する。

２　競争参加資格

⑴～⑶、⑸　第１号２⑴①～③、⑤に同じ。

⑷　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

①～④　第１号２⑴④㋐～㋒、㋓に同じ

ただし、上記①～③は同一工事とし、④は別工事でもよい。なお、④を別工事とする場合は①を満たすこと。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記①、②の施工実績を有すること。

ただし、上記①、②は同一工事であること。

⑹　当該工事の現地での架設期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、現地での架設期間は平成23年６月から平成24年３月を予定する。

①、③　第１号２⑵①、③に同じ